

函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成28年10月28日（金）13：15～13：50
- 交渉場所 市役所8階第1会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長，他 計18名
組合側 長谷川中央執行委員長，他 計8名

交渉項目	人事・給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>中林副市長から提案の概要について説明。その後，人事課長から提案の詳細を説明。</p> <p>(組合) 今回の提案に関する市の考え方を伺いたい。</p> <p>(当局) 今回の提案は，人事院勧告に基づく国の取り扱いを踏まえた給与改定や介護休暇制度等の見直しのほか，この間，継続協議となっていた育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の本格実施などを提案している。</p> <p>(組合) 提案項目に関する今後の進め方やスケジュールを聞きたい。</p> <p>(当局) 給与改定に伴う条例改正は12月定例会を予定しており，関連条例の議決後，速やかに作業を進め，差額については，年内に支給したいと考えている。扶養手当の見直しなどその他の給与制度にかかわる見直しは，来年度からの実施を予定しているが，給与改定と合わせて12月定例会での上程を予定している。また，人事制度の見直しについては，国の規則等の改正案を精査する必要があることから，平成29年4月1日からの導入に向け作業を進め，平成29年2月定例会での上程を予定している。</p> <p>(組合) 扶養手当の見直しについて国と同額とする理由は何か。</p>

(当局)

扶養手当の見直しにあたっては、見直しによる影響額の試算結果や、これまでも国の取り扱いに準拠してきていることを踏まえ、国と同一の内容で提案したものである。

(組合)

試算した内容については、今後、精査していきたいと考えている。また、配偶者に係る扶養手当額について、職務の級により差が生じることや見直しによる原資に関しても協議していきたい。再任用職員の勤勉手当に関する上位の成績区分適用の取り扱いを伺いたい。

(当局)

再任用職員についても、勤務実績が勤勉手当の額にも反映されることにより、勤務意欲の向上に資すると考えられることから、見直しをしようとするもので、現時点では、国から具体の成績率が示されていないことから、今後、その内容が示された段階で具体の成績率を検討し、示したいと考えている。

(組合)

格差がないように充てることが望ましいと考えるが、今後の取り扱いについては、考え方を整理し、手法等について事務折衝で整理したい。現行の再任用職員の給与水準についてどう考えているのか。

(当局)

再任用職員の給与水準については、制度検討時において、地域経済の状況や雇用情勢なども考慮することが求められていたことから、国家公務員の行政職俸給表の2級と同額としたものであり、道内他都市では、2級が主流であることなどを踏まえると、概ね妥当な水準であると考えられる。

(組合)

人事制度の見直しについて、国の実施時期は平成29年1月としているが、市の実施時期が平成29年4月としている理由は何か。

(当局)

国では、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児・介護休業法の改正に即した見直しを平成29年1月1日から施行することとしている。本市でも国に準じた制度改正を予定している

	<p>が、今後、具体的な国の取り扱いを確認する必要があることから、平成29年2月定例会において関連条例を改正し、平成29年4月1日から新制度を導入したい。</p> <p>(組合) 回答期限については、いつになるのか。</p> <p>(当局) 人事制度、給与制度を一体的に取り扱うこととしたため、11月上旬を目途にお願いしたい。</p> <p>(組合) 現在、医師職限定で行っている育児の短時間勤務の拡大や、これまでの懸案である昇給制度や再任用期間の問題なども含めて今後、整理していく必要があると考えるのでお願いしたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 平成28年12月2日現在)

函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成28年11月14日（月）18：00～18：15
- 交渉場所 市役所8階第1会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長，他 計16名
組合側 長谷川中央執行委員長，他 計9名

交渉項目	人事・給与制度の見直しについて（第2回目）
交渉要旨	<p>（組合） 10月25日に提案を受けて以降，事務折衝等を行っているが，何点か確認したい。事務折衝等で確認された内容について，誠意をもって対応してもらいたい。また，詳細な部分も含め，今後の対応について，考え方を聞きたい。</p> <p>（当局） 国の制度の詳細がわかっていない部分もあるが，近々に明らかになることから，それを踏まえて，協議させてもらいたい。</p> <p>（組合） 差額の年内支給について，改めて考え方を聞きたい。</p> <p>（当局） 12月定例会に条例を提案する予定であり，議決後，速やかに作業を進め，年内には支給したいと考えている。</p> <p>（組合） 再任用職員の雇用期間については，国の取り扱いが不透明な状況ではあるが，年金の支給年齢が段階的に引き上がっていくことに伴って，退職職員の生活の水準，雇用年数の問題があり，今後，どういう方向がいいのか協議をしたいと思っており，まず，その考え方を聞きたい。合わせて，昇給制度や人事政策の関係では，従来と同様に労使で情報を共有しながら進めてもらいたいと思っているが，その考え方についても聞きたい。</p> <p>（当局） 再任用職員の雇用期間については，平成31年度の退職者から無年金</p>

	<p>期間が3年を超えることになることから、その対応については改めて協議したい。また、昇級制度等における情報の共有についても、改めて協議していきたい。</p> <p>(組合)</p> <p>国の具体的な取り扱いが示されていないものもあるが、全体的には理解できるものと思っている。再任用職員の成績率や人事制度については、これから国から具体的内容が示された後に、誠意を持って協議を進めてもらいたい。また、再任用職員の雇用期間については、国ではすでに65歳となっており、年金制度も悪くなる中、給与水準も含めた議論もあるかと思う。今の段階でいつから4年、5年にするというものではないが、再任用制度のあり方も含めて、議論したいと思っている。</p> <p>(当局)</p> <p>本日の交渉を踏まえ、速やかな回答をお願いしたい。</p>
交渉結果	(交渉終了)
備考	その後、妥結案どおりの合意あり (11月15日付 正式合意)

(総務部行政改革課 平成28年12月2日現在)

人事・給与制度の見直しについて

1 給与制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 平成28年人事院勧告に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> 給料表の改定 平均0.2%の引上げ 期末勤勉手当の支給割合引上げ 年4.2月分から年4.3月分に引上げ、勤勉手当に配分 (再任用職員は、年2.2月から年2.25月) 	平成28年 4月1日 平成28年12月1日
(2) 扶養手当の見直し <ul style="list-style-type: none"> 配偶者の手当額を他の扶養親族の手当額と同額まで引下げ、子の手当額を引き上げる等の見直し(段階的に実施) 	平成29年 4月1日
(3) 再任用職員の勤勉手当に係る上位の成績区分の適用 <ul style="list-style-type: none"> 勤務実績を支給額により反映しうるよう、「特に優秀」の成績区分の成績率を、「良好」よりも一定程度高くなるよう設定 	平成29年 6月1日
(4) 短期間の育児休業取得者の勤勉手当支給割合の見直し <ul style="list-style-type: none"> 育児休業の承認に係る期間が1か月以下である場合には、当該育児休業期間を勤勉手当の勤務期間から除算しない 	平成29年 6月1日

2 人事制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 介護休暇の見直し <ul style="list-style-type: none"> 介護休暇を請求できる期間について、合計6月以内の範囲で、3回までの分割を可能とし、対象家族に係る同居要件を撤廃 	平成29年 4月1日
(2) 介護時間の新設 <ul style="list-style-type: none"> 連続する3年の期間内で、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認する制度を新設 	
(3) 介護を行う職員の時間外勤務の免除 <ul style="list-style-type: none"> 介護を行う職員の時間外勤務を免除する制度を新設 	
(4) 育児休業等に係る子の範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組の監護期間中の子等、法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大 	
(5) 職員の時差勤務の本格実施 <ul style="list-style-type: none"> 試行中の本制度の本格実施(試行開始:平成17年8月) 	
(6) 育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の本格実施 <ul style="list-style-type: none"> 試行中の本制度の本格実施(試行開始:平成20年4月) 	